

6 . 新市における和歌山県事業の推進

和歌山県では、合併重点支援地域の指定を受け、平成17年3月末までに合併した市町村を対象として、「和歌山縣市町村合併支援プラン」に基づき、各種の優遇措置や障害除去措置などを行うことで、合併した市町村の一体化や活性化など合併による新しいまちづくりを支援することとされています。

①県事業の実施

5で掲載した主要事業のうち、和歌山県が主体となって実施する事業を再整理します。

【主な県事業等（再掲）】

国道の整備
国道168号、311号、371号、425号
県道・街路の整備
上富田南部線、下川上牟婁線、市鹿野鮎川線、元町新庄線など
その他必要な現道対策
林道の整備
東の川線など
扇ヶ浜総合整備（漁港環境整備など）
港湾の整備
文里港

②補助事業による支援

国の市町村合併支援プランに掲げる国庫補助事業等の支援策を積極的に活用することとされています。

③主な財政支援

合併重点支援地域整備事業補助金	合併関係市町村が、事務の一体化と合併後の円滑な行政サービス実施のために行う電算システム統合経費の一部を補助
市町村合併支援特例交付金	合併後のコミュニティの活性化に資する事業の財源として1億円に合併関係市町村数を乗じた金額を交付
市町村振興資金貸付	合併に際し必要な公共施設等の整備に市町村振興資金を貸付